

共同募金配分金事業

平成28年度地域公益活動推進助成事業実施要綱

1. 目的

宍粟市社会福祉協議会では、市内にある民間保育園（所）や障害者支援施設が、その機能や専門性を活かし、地域における公益活動を推進することについて支援するため、共同募金配分金により助成を行います。

2. 助成対象となる団体

- (1)民間事業者が運営する認可保育園（所）、こども園
- (2)民間事業者が運営する障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、小規模作業所など障がい者の就労や生活を支援する施設

3. 助成の内容

(1)平成29年3月31日までに終了する事業で、次の①～④に該当する事業に助成します。

- ①ボランティアや地域住民と協働した障がい者、高齢者、子育て家族等の交流事業
- ②介護や子育てについて情報交換や相談ができる場をつくる活動
- ③地域住民を対象とした介護や子育てに関する講演会や研修会等の実施
- ④上記のほか、本会会長が認めた内容

(2)ただし、次にあげるような事業は、助成対象外とします。

- ①行政や他の助成団体による支援や助成を受けた活動
- ②地域社会の構成員として行う環境美化活動や防犯活動
- ③地域住民に対するグラウンドや交流スペース、機材等の貸出
- ④上記のほか、団体の本来事業の一環として行われる活動

4. 助成金額

- (1)1 団体3万円を上限とします。ただし、助成金額は事業にかかる経費（総事業費）の4/5以内であることとし、千円未満は切り捨てとします。
- (2)申請の内容により、助成を見送る場合や減額をする場合があります。

5. 申請締切 申請は順次受付け、平成29年1月31日（火）を最終の締切とします。

6. 申請方法

別紙申請書に必要事項を記入し、本会本部・各支部窓口にご持参ください。

※郵送、メールによる応募は受付できません。

※申請書の様式は、本会ホームページからダウンロードすることができます。

7. 添付書類

- ①振込先預金口座通帳のコピー
- ②（1万円以上の備品を購入する場合）見積書およびパンフレット・カタログのコピー

8. 助成の決定

- (1)審査により、助成の可否および助成額を決定します。
- (2)申請いただいた団体には、助成決定書をお送りし、審査の結果をお知らせします。

9. 助成金の交付

申請いただいた日の翌月25日に、ご指定の口座への振り込みにより行います。
※25日が土日、祝日にあたる場合は、次の金融機関営業日の振り込みとなります。

10. 実施報告書の提出

- (1)事業終了後には、報告書を提出していただきます。
- (2)報告書は、事業終了後30日以内に本会本部・各支部窓口にご持参ください。
ただし報告書の最終締め切りは、平成29年4月28日（金）とします。
※メールや郵送による提出はできません。
※報告書の様式は本会ホームページからダウンロードすることもできます。

11. 報告書の添付書類

- ①事業の様子がわかる写真2点
- ②（1万円以上の備品購入した場合）領収書のコピー
- ③共同募金配分金を活用した事業であることをPRしたことがわかる資料

12. 助成金の返還

次の事項に該当する場合は、助成決定を取り消し、助成金の全額または一部を返還していただきます。

- ①助成金を申請事業に使用しなかった場合
- ②申請事業を中止した場合
- ③助成金に余剰金が生じた場合

●申込み・お問合せ 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会

〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300

電話72-8787 FAX72-8788

Eメール：shakyo@shiso-wel.or.jp

URL <http://www.shiso-wel.or.jp>

